



議案第六十八号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年六月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

110000円	140000円	230000円	310000円	400000円
95000	140000	200000	240000	360000
85000	115000	170000	230000	320000
75000	105000	150000	210000	290000
70000	100000	135000	190000	260000

別表中

を

一五〇〇〇〇円	二一〇〇〇〇円	二九〇〇〇〇円	三九〇〇〇〇円	五〇〇〇〇〇円
一三〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	三四〇〇〇〇	四五〇〇〇〇
一一〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	四一〇〇〇〇
一一〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二七〇〇〇〇	三七〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	三四〇〇〇〇

に改める。

附 則

一 此の条例は、公布の日から施行する。

二 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和五十三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項

において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

三 昭和五十三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。